

食品安全委員会第804回会合議事録

1. 日時 令和3年2月2日（火） 14：00～14：22

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第23条第1項第2号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について

・薬剤耐性菌「家畜に使用する硫酸コリスチン」に係る食品健康影響評価について

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・プリオン「スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全委員会の運営について（令和2年10月～令和2年12月）

(4) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、香西委員、堀口委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、石岡評価第二課長、都築情報・勸告広報課長、蛭田評価情報分析官、秋元リスクコミュニケーション官、入江評価調整官

5. 配付資料

資料1 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<家畜に使用する硫酸コリスチン>

資料2 スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料3 食品安全委員会の運営について

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第804回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は4名の委員が出席です。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子については、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第804回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○新総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は3点でございます。

資料1が「薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料2が「スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料3が「食品安全委員会の運営について（令和2年10月～令和2年12月）」の以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局におきまして、令和2年1月14日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上です。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第23条第1項第2号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第23条第1項第2号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評

価について」であります。

本件については、ワーキンググループにおける審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

事務局から説明をお願いいたします。

○石岡評価第二課長 それでは、資料1をお願いいたします。家畜に使用する硫酸コリスチンに係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価でございます。

まずは4ページの審議の経緯をお願いいたします。本件につきましては、薬剤耐性菌に関するワーキンググループで取りまとめていただきました評価書案を昨年12月15日の第800回「食品安全委員会」に報告し、その後、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。「2. 経緯」の中ほどにございますとおり、硫酸コリスチンにつきましては、過去に食品安全委員会で評価を行っておりまして、2017年に第1版の食品健康影響評価の結果を農林水産省に通知しております。この第1版の評価におきましては、引き続き新たな科学的知見・情報等の収集を行い、必要に応じて再度評価を実施することが重要とされておりました。その後、食品安全委員会で実施しました研究事業などによりまして、新たな科学的知見・情報等が得られたことを踏まえまして、2020年2月、本委員会において再度評価を実施することが適当と判断されたことを受けまして、今回、評価を行ったものとなります。

87ページからの食品健康影響評価を御覧ください。今回評価すべきハザードとしまして、大腸菌及びサルモネラを特定しております。この大腸菌、サルモネラを対象に発生評価、ばく露評価及び影響評価を行いました。

その結果につきましては、93ページからの「5. リスクの推定について」に記載しておりますけれども、具体的には、次の94ページの表52にございますとおり、発生評価、ばく露評価及び影響評価に係る各評価結果から総合的にリスクを評価しました結果、大腸菌、サルモネラともにリスクは低度と判断しました。

次の95ページが食品健康影響評価の結論でございます。(1)につきましては、ただ今御説明したことを踏まえまして、硫酸コリスチンが、動物用医薬品として牛及び豚に使用された結果としてハザードが選択され、牛及び豚由来の畜産食品を介してヒトがハザードにばく露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度であると考えたとしております。

(2)は、本評価が2018年に農林水産省が講じたリスク管理措置を前提に実施したものであること、また、リスク管理機関におきまして適正使用の推進やモニタリング等を継続して実施すべきことなどを記載しております。

また、(3)としまして、新たな科学的知見・情報の収集の必要性を記載しているところでございます。

この資料の最後のページに、本件につきまして国民からの意見・情報の募集を行った結果を添付しているところでございます。1通の御意見をいただいております。

内容は、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できないとしながら、リスクの程度は低度と結論づけることには納得できない。可能性が否定できないのなら、使用禁止または残留した品目の流通を禁止すべきといった趣旨の御意見でございました。

これに対する回答でございますけれども、評価におきましては、まず初めにハザードの特定を行い、今回は審議の結果、大腸菌とサルモネラがハザードとして特定されたため、治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できないとしていること、その後、特定されたハザードを対象に、ヒトの健康に対するリスクを科学的に推定しましたところ、リスクの程度は低度であると考えたことを記載しているところでございます。

また、動物用医薬品の使用に関する御意見につきましては、リスク管理機関に伝えることとしているところでございます。

本件につきまして、よろしければ、ワーキンググループの結論をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、すなわち硫酸コリスチンが動物用医薬品として牛及び豚に使用された結果としてハザードが選択され、牛及び豚由来の畜産食品を介してヒトがハザードにばく露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できないが、リスクの程度は低度であると考えたということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は、本結果を関係するリスク管理機関に通知してくださるようお願いいたします。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」であります。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○石岡評価第二課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして御説明いたします。スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価についてでございます。

まずは2ページの審議の経緯を御覧ください。本件につきましては、プリオン専門調査会で取りまとめていただきました評価書案を昨年12月15日の第800回「食品安全委員会」に報告させていただいた後、その翌日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものとなります。

次に7ページを御覧ください。諮問事項でございます。諮問事項は、スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓について、「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスクの評価」となっております。

29ページから食品健康影響評価を記載しているところでございます。

次の30ページの「4. 評価結果」を御覧ください。諮問事項でございます「国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（30か月齢）を引き上げた場合のリスク」に関しまして、スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢制限を「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できるとの評価結果が示されているところでございます。

この資料の最後の1枚、最後から2ページ目に、本件につきまして国民からの意見・情報の募集を行いました結果を添付しているところでございます。

1通の御意見をいただいております。その内容につきましては、検疫は厳しく実施するよう連携してくださいといった御意見でございました。

これに対する回答でございますけれども、食品安全委員会は、リスク管理措置を具体的に実施する機関ではなく、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行う機関であるということ、また、今回いただきました御意見につきましては、国境措置に関わる具体的なリスク管理措置に関する内容でございますので、リスク管理機関にお伝えするとしているところでございます。

最後に、評価書の時点修正について御説明いたします。資料の最後のページを御覧ください。

まず1点目ですけれども、月齢制限を「30か月齢以下」とした場合のリスクと「月齢条件なし」とした場合のリスクの2段階評価を行っている国の数につきまして、昨年12月の第800回会合時には5か国でございましたけれども、12月15日に答申を行いましたデンマーク及びオーストリアもこれに該当しますので、この2か国を足して7か国としているところでございます。

もう一点につきましては、パブリックコメント実施中にOIEよりスペインで2020年12月21日に非定型BSE症例1例が発生したことが公表されましたので、第800回会合時の該当箇所の数字を更新しているところでございます。つまり、2020年12月末時点でスペインでは合計799頭のBSE陽性牛が確認されておりまして、うち22頭が非定型BSE症例となっているところでございます。

本件につきましては、よろしければ、プリオン専門調査会の結論をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、スペインから輸入される牛肉及び牛の内臓については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちスペインから輸入される牛肉及び牛の内臓の月齢制限を「条件なし」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断したということによろしゅうございますね。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(3) 食品安全委員会の運営について(令和2年10月～令和2年12月)

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全委員会の運営について(令和2年10月～令和2年12月)」でございます。
事務局から報告をお願いいたします。

○新総務課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして報告いたします。

資料3の1ページ目でございます。食品安全委員会の運営について、令和2年10月から同年12月の期間の状況でございます。

まず、食品安全委員会の開催でございますが、10月が4回でございます。案件につきましては、1ページ目に掲げてありますとおり、食品健康影響評価の要請案件、5案件、15品目、食品健康影響評価の結果通知案件、2案件、11品目でございます。

3ページ目をお開きください。その他につきましても、食品健康影響評価指針を決定するなどをしております。

4 ページをお開きください。11月でございます。3 回開催しております。4 ページに掲げたとおり、食品健康影響評価の要請案件が3 案件、9 品目、同じく結果通知案件が3 案件、5 品目でございます。

5 ページ目でございます。12月につきましても3 回開催しております。要請案件が2 案件、7 品目、食品健康影響評価の要請案件が6 案件、11品目、5 ページ目に掲げる表のとおりでございます。

6 ページはその続きでございます。

7 ページをお開きください。専門調査会等の運営につきまして、全26回でございます。企画等専門調査会をはじめとする各調査会につきまして、7 ページと8 ページ目に開催回数及び調査審議案件について記載をしておりますので、御高覧ください。

9 ページ目に参ります。意見交換会の開催等についての報告です。

意見交換会を全4 回、講座を全1 回、講師派遣を全5 回、うち委員について4 回という状況になっております。

また、10ページをお開きください。訪問学習について全2 回対応いたしております。

内容につきましては、こちらの9 ページ、10ページに掲げる表のとおりでございますので、御説明は割愛させていただきます。

11ページ目をお開きください。情報提供、Facebook、ブログにつきまして、健康に被害を及ぼすおそれのある案件、国民の関心が高い案件について機動的な情報提供を実施いたしました。

内容につきましては、11ページから14ページまでに投稿日及び記事の内容等につきまして掲載をしておりますので、御高覧をお願いいたします。

15ページ以降は審議状況等の参考資料でございますが、御説明は割愛させていただきます。

以上のとおり御報告をいたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告の内容あるいは記載事項について、御質問等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、これは報告を受けたということでございます。

(4) その他

○佐藤委員長 本日は、その他として、飼料添加物に関する食品健康影響評価について、山本委員から御発言があるというふうに聞いております。

山本委員、お願いいたします。

○山本委員 この件に関しましては、資料の用意はございませんが、内容について申し上げます。

後ほど委員長から今週の予定について御連絡があると思いますけれども、今週の2月5日金曜日になりますが、第157回「肥料・飼料等専門調査会」が予定されております。肥料・飼料等専門調査会では、飼料添加物について、平成30年9月に委員会決定されました「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」に基づいて調査審議を行っていただいているところです。飼料添加物の評価に関しましては、昨年12月15日に開催された第800回「食品安全委員会」において、酵素飼料添加物について、同調査会でのこれまでの評価経験を踏まえまして、「酵素を有効成分とする飼料添加物の食品健康影響評価の考え方について」が調査会決定されたことについて御報告させていただきました。

また、同調査会では、飼料添加物について、この酵素飼料添加物の評価の考え方の決定だけではなく、銅などの金属化合物について代謝産物を中心に評価を行ったものや、ピラントール、モランテルでのグループADIの設定に関する検討など、指針決定以降、評価経験が増えているところでございます。

そこで、同調査会におきまして、この評価指針の見直しについても御検討いただこうかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

今、山本委員から評価指針の見直しの御提案がありましたけれども、何か御質問等ございますか。特にございませんか。

今、山本委員から御提案いただいた飼料添加物に関する食品健康影響評価指針の見直しについては、評価指針に最新の知見、状況等を反映するというところで、肥料・飼料等専門調査会においてよりスムーズな調査審議が可能になると考えられますので、実施するということ、改訂をするということによろしゅうございますか。

よろしいですね。

それでは、肥料・飼料等専門調査会において、評価指針の見直しについて検討をお願いいたします。

事務局は準備をよろしくお願いいたします。

ほかに議事はありませんか。

○新総務課長 特にございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、再来週、2月16日火曜日14時から開催を予定しております。

また、4日木曜日14時から「企画等専門調査会」が、5日金曜日9時半及び11時から「肥料・飼料等専門調査会」が、これは2回に分けて開かれるのですね。それから、同じく5

日金曜日14時から「農薬第二専門調査会」が、来週になります10日水曜日14時から「アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ」が、再来週の15日月曜日14時から「農薬第四専門調査会」が、それぞれWeb会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第804回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。